

環 技 審 第 2 7 号  
令 和 元 年 1 2 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会  
会長 山 本 玲



(仮称) 宮城加美風力発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)  
令和元年7月22日付け環対第137号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



## (仮称) 宮城加美風力発電事業 環境影響評価準備書に係る答申

### 1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、県立自然公園船形連峰、荒沢県自然環境保全地域、水道水源特定保全地域に囲まれる自然環境保全上、重要な地域であるとともに、周辺には風光明媚な薬菜山等の宮城県にとって重要な景観資源があり、集落等も存在する。
- このことから、事業の実施に当たっては、騒音による影響、動植物、景観への影響及びその他の環境要素に関しても、準備書に記載された環境保全措置の確実な実施に加えて、風力発電設備の設置基数の削減や配置の再検討を含め、環境影響の一層の回避・低減に努めること。
- なお、やくらいガーデン及びその周辺からの眺望については、回避を前提にした環境保全措置を実施すること。
- (2) 予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。
- (3) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

### 2 個別的事項

#### (1) 騒音及び低周波音

イ 建設機械の稼働による騒音については、5%時間率騒音レベルだけでなく、等価騒音レベルも算出し、適切に評価すること。

ロ 漆沢集落における施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果が、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月、環境省）により定められた指針値に近い値であることから、騒音の事後調査を実施すること。

#### (2) 風車の影

風車の影になる時間が「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（平成25年、環境省）に記載の指針値（年間30時間以上かつ1日30分間を超えないこと）を超える予測となっている住宅等があることから、当該住宅等に対しては、事業計画の見直しを含め、事前に適切な環境保全措置を講じること。

#### (3) 動物

イ 鳥類の事後調査について、「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、ク

マタカ、オオタカについて（平成24年12月環境省）」を参考に、クマタカの生息が継続していることが確認されるまで、工事着手後最大5年の事後調査を実施すること。また、クマタカの衝突予測数がやや高いことから、更なる環境保全措置を計画し、評価書に記載すること。

ロ コウモリ類の事後調査で、バットストライクが多く確認された場合は、フェザリング、カットイン風速の変更及び超音波発信装置の設置など、衝突防止のための環境保全措置を実施すること。

ハ 「ヒメボタル」について、事業区域外で確認されたため影響は小さいとあるが、事業区域内にも分布している可能性が高いため、予測結果の記載内容について再度検討すること。また、本種は地上性であり、濁水の流入による生息環境の悪化とは無関係と考えられるため、同様に記載内容を検討すること。

#### (4) 植物

ハクウンランについては、移植が成功する可能性が低いと考えられることから、生息地の改変を避け、生息環境の保全を行うこと。

#### (5) 生態系

イ タカチホヘビ等の爬虫類や両生類、小型哺乳類等の地上を徘徊する小動物の轢死に対し、更なる環境保全措置を検討すること。さらに、生態系の事後調査に当たっては、小動物の轢死の状況を確認すること。

ロ ホタル類への灯火の影響は他の昆虫の場合とは異なるので、更なる環境保全措置を検討すること。

#### (6) 景観

イ 近景から風力発電設備が眺望される地点において、「周辺には既に人工構造物が多く存在しており、現況の景観特性を著しく損なうものではない」と予測されているが、電柱や鉄塔のように動かないものと風力発電設備等の動きがあるものを比較して影響が小さいとするのは適切ではないため、評価のやり直しを行うこと。

ロ 風力発電設備の色彩については、無彩色の使用を検討すること。

#### (7) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの考え方を基本とし、輸送路の新設・拡幅、建設機械の稼働、工事車両の運行及び運用期間終了後の撤去時の排出量も含

めて予測及び評価すること。

(8) 放射線の量

放射線の量について、事業実施の前後で、事業区域内の空間放射線量 (Sv/h) 及び表面 2 cm 以内の土壌の放射性物質濃度 (Bq/kg) を測定すること。また、事業実施後に、事業区域内のホットスポットの有無を確認すること。